

# 鳥取縣木材検査規則

昭和二十二年五月三日

外 売 日

木料ノ大ヤクヘ國定規則ム

査吏員(いう)がこれを行う。

前項の規格による外知事が規格に基づき別段の定めをなしたときはこの定めるところによる。

第四條 他の都道府県(合板については社團法人日本合

板工業組合連合會、床板については社團法人日本床板

協會)の検査を受けた木材はこの規則による検査を受けることを要しない。

第五條 検査を受ける者は様式第一號の申告書を用材生産地擔當検査吏員駐在所(以下駐在所という)に提出しなければならない。

第六條 検査は駐在所の擔當區域内における土場、貯木場、製材場その他これに準する場所において申告の順序によつてこれをう。但し第七條の受検地變更のとき又は検査吏員が必要と認めるときはその順序を變更し、検査の期日、場所を指定することができる。

◆鳥取縣規則第八號  
鳥取縣木材検査規則を次のよう定める。  
島取縣木材検査規則を次のように定める。  
昭和二十二年五月三日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 鳥取縣木材検査規則

### 第一章 検査

第一條 木材需給調整規則第二條の検査は、この規則の

定めるところによる。

第二條 木材の検査を受ける者は別に定める規定によつて手數料を納付しなければならない。但し第十一條の

規定によつて再検査を受ける場合には、この限りでない。

第三條 検査は木材需給調整規則第二條の規定により農林大臣が定めた規格によつて林產物検査吏員(以下檢





第四條 檢査は俵裝、量目、擇別及び品質についてこれを行ふ。

第五條 檢査を受ける者は、現品の所在地及び數量を具して書面又は口頭で、木炭生産地擔當検査吏員駐在所（以下駐在所といふ）に申し出でなければならない。

第六條 檢査は駐在所の擔當区域内における検査申告者（居宅、工場、倉庫、その他これに準する場所において、申告の順序によりこれをう。但し第七條の受検地を變更するときは、検査吏員が必要と認めるときは、その順序を變更し検査の期日、場所を指定することができる。）

第七條 特別の事由によつて駐在所の擔當区域外で検査を受けようとするときは、その數量、發着の場所及び發送の日時を駐在所に申し出でて承認を受けなければならぬ。

第八條 檢査を受ける者又はその代理人は検査に立會して、検査吏員の指圖に従わなければならぬ。

第九條 檢査を受ける者は受檢前豫め現品を類別毎に配

列して、別に定める前票に住所氏名を記入して、これを俵口繩に結んでおかなければならぬ。

第十條 檢査を終了したときは、検査吏員は荷票を附した針金を折返して證券を貼附し、これに證印を押捺し

て荷票には炭種、稱呼及び検査の年月日を表示した検

印を押捺しなければならない。

第十一條 次の各號の一に該當するときは検査を行わないことがある。

一、煉炭その他の夾雜物を混入したもの  
二、濕氣を帶びたもの  
三、檢査未済のもの

一、檢印の明瞭でないもの

二、俵裝を破損若しくは改裝したもの  
三、検査證券を破損若しくは亡失したもの  
四、形狀並びに品質を著しく損したもの

第十二條 積替、運搬、秤量、解様その他検査を行うために要する費用は、検査を受ける者の負擔とする。

第十四條 檢査吏員がその職務を行うときは、別に定める検査吏員章を携帯しなければならない。

## 第二章 取締

第十五條 第一條第一號の木炭を生産し又は取扱うものは、その種別、數量、送付先及び現品所在地を同條第四號に該當する木炭を生産したものは、その種別、數量、現品所在地を駐在所に届け出でなければならない。

第十六條 この規則又はこの規則に基いて制定された規程による證券、荷票及び検印を偽造し偽造したもの又は類似のものを使用することはできない。

第十七條 檢査吏員取締上必要があると認めるときは、居宅、倉庫その他木炭の所在する場所に臨検し積替、解俵、保管、運搬の停止を命じ必要なる書類その他の物件の提示を要求することができる。

第十八條 運搬業者又は運搬取扱業者は、次の各號の一に該當する木炭の運送の取扱をすることはできない。

但し第一條第一號乃至第四號によるもの及び第七條によつて承認を受けたものはこの限りでない。

一、検査未済のもの

二、前條の規定により保管又は運搬停止を命ぜられたもの

第十九條 檢査吏員は検査を受ける木炭又は、検査済の木炭の運搬若しくは貯藏するものに對して、雨雪を防除する設備を命ずることがある。

二十條 この規則による検査又は處分に對し不服のある者は、書面をもつてその理由を明かにして、知事にこれを申し出ることができる。

この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年十月鳥取縣令第三十六號木炭検査規則によつて検査を受けたものは、この規則によつて検査を受けたものとみなす。

## ◇鳥取縣規則第十一號

五倍子取締規則を次のように定める。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本則は發布の日より之を施行す。

00949

第一條 本則で五倍子といふのは、「ぬるで」(ふしの木)の五倍子をいう。

第二條 五倍子は毎年九月二十日以後でなければ、これを採取又は譲り渡すことはできない。

## 附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣令第三十五號 (大正六年七月二十九日)

## 五倍子取締規則

第一條 本則に於て五倍子と稱するは「ぬるで」(ふしの木)の五倍子をいふ。

第二條 五倍子は毎年九月二十日以後にあらされば採取することを得ず。

第三條 其の年の生産に係る五倍子は第一條に定まる期限前に於て賣買譲渡することを得ず。

第四條 本則に違反したものは料料に處す。

△鳥取縣規則第十二號 奧地林開發林道開設事業施行規則

第一條 知事は林產物の増産を確保するため 奥地林の開發に必要な幹線林道(幅員三、六〇米乃至四、〇〇米の車道)を、この規則によつて開設する。

第二條 この林道の開設によつて開發される森林に對しては、その森林所在地の森林組合は、直ちに施業案規程による施業案を編成して生産計畫を樹てなければならぬ。

第三條 この林道の開設によつて特に利用價値を増す林分については、その所有者は木材需給の必要に應じて知事の指示があるときはこれに従つて立木を供出しなければならない。

00950

本規則は公布の日からこれを施行する。

## 様式第一號

年 月 日

郡 村町  
森林組合長

知 事 宛

奥地林開發林道開設事業申請書

昭和 年度奥地林開發林道を次の通り開設されるよう

第四條 この林道完成後の維持管理はその林道所在地の森林組合がこれを行うものとする。

その維持管理について知事の指示があつたときはこれに従はなければならない。

第五條 この林道の開設を受けようとする森林組合は、

様式第一號による申請書を提出しなければならない。

第六條 知事は前條申請書の内容を審査してその適當であると認めたものに關し様式第二號による事業施行請書を提出せしめるものとする。

第七條 開設を受けようとする計畫路線が「以上の森林組合地區に亘る場合は、その關係森林組合は相互に協議し、それぞそその負擔の割合を定め、協定書を作製し、更に代表者を定めて、これ等の關係書類を連署した申請書に添附しなければならない。

第八條 工事の施行については、縣において直營の必要があると認めた場合は、大正十四年十一月鳥取縣令第四十七號道路工事執行令施行細則を準用する。

## 附 則

一、工事施行箇所 郡 町 大字	至	自
二、路 線 名		
三、種類及幅員	車道新設	幅員
四、延 長	米(見込)	
五、工 事 費	圓(見込)	
六、利 用 地域 面積	町歩(見込)	

## 七、添附書類

事業收支計算抄本

地元負擔の議決書

位置圖

## 様式第一號附表

奥地林開發林道開設事業施行に關する地元負擔の件

本組合地區内奥地林開發林道 線開設されるについて  
次の費用は本組合でこれを負擔するものである。

## 一、工事費に對する縣指定の寄附金額

## 二、支障物件の刈拂の補償費

## 三、用地の買收費地上物件の補償費

右昭和 年月 日開催の總會(理事會)で議決したものである事を證明する

年月日

郡町

森林組合長

氏名

郡村大字字至 森林組合長

氏名印

## 知事宛

奥地林開發林道開設事業施行請書

## 一、工事施行箇所

郡村大字字至 車道新設幅員

## 二、種類及幅員

米(見込)

## 三、延長

圓(見込)

## 四、工事費

記

今般右の通り昭和 年度奥地林開發林道が開設されることになつたについては次の條件を確約履行しますからこれが請書を提出します。

一、規則第二條、第三條、第四條に定めてある條項は必ず遵守する

二、林道開設の工事費にたいして縣の指定する金額を寄附する

野の造林に對しては、公有林野造林補助規程によつて補助金を交付する外 次の各號によつて事業費を交付する。

三、林道豫定線の測量亦は工事施行上の必要に應じて民有地に立入り又は支障木竹の伐採、農作物の損傷或は工作物を破損するようなことがあつても利害關係者の異議若しくは損害賠償等に對しては本組合で一切の責任を負う

四、新植、防火新設については所要經費から補助金を控除した殘額。

五、補植手入防火線修理その他の事業については所要經費の全額。

六、造林地は知事が適當と認めた箇所であつて植栽樹種は契約で定める。

第七條 収益分収の歩合は縣が百分の五す、市町村が百

分の五十を標準とし、地代の補助金造林費その他實行に要する費用を斟酌して契約でこれを定める。

第八條 縣の収益分収額は產物處分の都度その價格から

所要經費を控除した純収益を、分収歩合に應じて、市町村からこれを納付する。但し特別の事由によつて

知事が承認したときは、その產物で納付することができる。

△鳥取縣告示第二百六十八號

公有林野分収造林規程を次のように定める。

昭和二十一年五月三日

鳥取縣知事 西 喜 愛 治

第一條 市町村が縣と収益を分収する契約を行ふ公有林

第五條 分収造林の契約が成立したときは、第一號様式

00952

00951

## 様式第二號

年月日

郡村大字字至

氏名印

## 告示

00953

の補助金並びに事業費交付申請書に、歳入出豫算決議書謄本を添附して、前年度三月十五日までに知事に提出しなければならない。

契約の成立の年度に事業實行を要する場合は、前項に出しなければならない。

第六條 次の各號の一に該當する場合は、事由を具して知事の認可を受けなければならない。但し知事が特に指定した事項はこの限りではない。

一、事業を譲負に附して實行しようとするとき

二、定夫を設置し又は廢止しようとするとき

三、豫定事業の全部又は一部を變更しようとするとき

第七條 已むを得ない事由によつて豫定事業の全部又は一部をその年度に實行しようとすることができないで、次の年度に繰越して實行しようとすることができない

で、次の年度に繰越して實行しようとするときは、第二號様式によつて遅くとも三月十五日までに知事に報告しなければならない。

第八條 事業を實行したときは、第三號様式によつて實

行届を知事に提出しなければならない。

第九條 事業費は、事業實行の都度これを交付する。

第十條 この規程によつて造林した樹木は、知事の承認がなければ、伐採、賣却、譲渡、交換、その他離權處

分並に質權、抵當權の目的とするとはできない。

第十一條 次の各號の一に該當する場合は、契約の全部又は一部を解除することがある。

一、公用又は公益事業等のため必要があるとき

二、第十條に違反したとき

三、契約諸條件を遵守しないとき

四、事業實行に當つて不正の行為があつたとき

五、その他縣で解除を適當と認めたとき

第十二條 前條によつて契約を解除したときは、市町村は縣の指定に従つて、造林に係る產物の價格について

縣の分收額に相當する金額を納付しなければならない。

但しその金額が造林のため縣の支出した金額と、これに對する重利計算による年五分の利息に相當する金額との合算額に達しないときは、その合算額を納付しな

ければならない。

前條第一號及び第五號のため契約を解除したときは、前項但書の規定はこれを適用しない。

第十三條 市町村で前條の規定による金額を納付するこ

とができるときは縣は市町村にその管理權を移轉し、同時に抵當權を設定させることができる。

### 第一號様式

年 月 日

市町村長 何某

知

事

宛

第十四條 前條によつて管理權の移轉並びに抵當權の設定をしたときは爾後の事業は縣で實行し、樹木處分の都度當初の分收契約に準據して分收額を市町村に交付する。

### 附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

公有林野分收造林補助並事業費交付申請書

次の通り事業を實行するから補助金並びに事業費を御交付下さるよう申請します

一金 壱千貳百拾圓六拾錢

金六百拾參圓七拾三錢  
補助金 公有林野造林補助規程第二條第一項第一號無立木地

金參百六圓八拾七錢

事業費

公有林野分收造林規程第一條第一號

金百圓

内 譯

同 上

第二號





一間地四反歩以上の天然下種補整に要する費用。  
三、漆油、桐油その他知事が必要と認めた特殊樹種二  
百本以上の新植に要する費用。

**第三條** 補助金は前條の費用の五割以内とする。

第四條 補助金の交付を受けようとするものは、第一號様式の申請書を前年度二月末日までに所轄地方事務所長（以下地方事務所長といふ）に提出しなければならない。

を地方事務所長に提出しなければならない。

い變更を加え、或いは已むを得ず事業中止をしたときは、事申を具して遅滞なく地方事務所長に届出でなければならない。

**第六條**　補助金の交付を受けた後でも、不正行為をなし又は補助金交付の目的を達成することができないと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

その権利を證する書類の寫又は土地所有者の承諾書を添附すること。

ときは、組合規約及び事業計畫概要書を添附すること。

三、数量關係新論をあつて本教一番直々の主張

(合)を記入すること。

四、森林組合員の森林二三事

書を添え一括申請することができる。但し造林實行者と土地所有者は異なる場合又は両者が同一の者である場合は、申請者は後者である造林実行者に代わる形で申請する。

二種類の所有者と異なる場合は兩者の田名を記入する

五、申請書は施業地市町村を経由して提出すること。

但し森林組合が申請者である場合は市町村を経由しなくともよい。

第二號樣式

昭和 年度民有林造林事業終了届

施	業	地
都	市	町
村	大	人
字	字	地
番		
地	種	種
	目	目
樹	種	樹
面	種	造
種	數	林
費	量	
總		經
經		看
終	年	
了	月	
月	日	
日		手
		備
		考

注意一、第一號様式注意三、四、五を準用する。

この規程は公布の日からこれを施行する。

申 請		施業地	
市 村 字 字番	町 大 字	木地種 伐採跡 地散生地 の無立	地種 地散 地の無立
別 の 別	下 種 補 整	然 播植 天植	種目 播植、新植
		樹	樹
		積面數量	積面數量
		(合) 段本	(合) 段本
		費用	費用
		豫定栽植月	豫定栽植月
		土所有者	土所有者
		名	名
右の通り造林の實行をするから補助金を御交付下さるよう うに申請します			
昭和 年 月 日			
住 所			
氏			
名			
鳥取縣知事殿			
注 意			
一、自己の所有でない土地に造林しようとする場合は、			

00961

- 二、自家養成苗であつて樹苗養成補助規程により別途  
補助金の交付を受けたものは、その旨備考欄に記入  
すること。
- 三、購入苗木については其の購入先を備考欄に記入す  
ること。

四、圖面は實測圖又は現地見取圖(位置圖ではない)  
を記入すること。

◇鳥取縣告示第二百七十一號

森林組合技術員設置補助規程を次のように定める。

昭和二十二年五月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

森林組合技術員設置補助規程

第一條 森林組合庭計畫施業の實施に從事する技術員の  
設置を獎勵するため、この規程によつて毎年度豫算の  
範圍内で補助金を交付する。

第二條 補助金は技術員俸給の二分の一以内とする。

第三條 補助金の交付を受ける技術員は、次の資格を有  
するものとする。

したいから補助金を御交付下さるよう森林組合技術員設  
置補助規程によつて關係書類を添えて申請します

昭和二十二年五月三日

郡市町村

追補責任 町村森林組合

知事宛 組合長 理事 氏名 備考

イ 稽査 年度森林組合技術員設置計畫書

員數

俸給

事務費

計

設置豫定額

人

國

圓

本年度前半度  
豫算額

圓

本年度後半度  
豫算額

圓

俸給  
組合負擔金

減

增

圓

備考

様式第二號

イ、昭和 年度森林組合技術員設置成績書

注 意

一、收支豫算書には豫算決議録原本を添付すること。

氏名俸給  
事務費  
計  
内勤  
出張  
公暇  
缺勤  
日數  
區域  
外  
區域  
外  
區域  
外  
備考

技術員

俸給

豫算額

俸給  
決算額

對比

增減

備考

技術員  
俸給  
豫算額  
組合  
費  
計  
俸給  
決算額  
對比  
增減  
備考

注 意

一、對比増減があつたときはその事由を記載すること。

3900

00960

一、甲種農業學校又はこれと同等以上の學校で林業に  
ついての科目を履修しこれを卒業し、三年以上森林

施業についての實務に從事したもの。

二、前號に該當するものと同等以上の學識又は経験が  
あると認められるもの。

第四條 補助金の交付を受けようとする森林組合は、第  
一號様式の申請書に事業計畫收支豫算書を添えて、每  
年一月三十一日までに知事に提出しなければならない。

前項の書類の外、知事は必要な書類の提出を命ずること  
がある。

第五條 補助金の交付を受けた森林組合は、その事業年  
度終了後三ヶ月以内に、第一號様式の成績書及び決算  
書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

昭和 年度に於て森林組合技術員を別紙の通り設置致  
森林組合技術員設置補助申請書

昭和 年度に於て森林組合技術員を別紙の通り設置致  
森林組合技術員設置補助申請書



00965

日畫寫二卷四十一

昭和二十二年五月三日

四

卷之三

二、數量には新植にありては本數、播種にありては  
容量(合)を記入すること。  
三、不用欄、不用文字は凡て抹消すること。

第一號樣式（表面）

年度公有造林事業終了届

實測圖又は現地見取圖

右の通事業を終了したから御届けします

と。

事業終了の上終了届に次の書類を添附すること。  
事業譲り受けに附したときの  
この領收書寫をその他支拂關係諸憑書類寫。

卷之三

# 鳥取縣報

昭和二十二年五月三日 外 壱曜日

## 規則

四、吐瀉の二症を兼ねるもの

第二條 前條に掲げる者に對しては傳染病豫防法第二條の規定により同法の全部を適用する但し腸チフス、バラチフス、痘瘡、猩紅熱の歎いある者に對しては同法

第七條の規定はこれを適用しない。

第三條 前條の傳染病豫防法適用中發疹チフスは鳥取縣令第百六號（昭和二十一年十二月二十七日）によるのほか前條を適用する。

附 則

大正二年七月鳥取縣令第二十八號醫師裏急後重ブル下痢

患者診斷等爲シタルトキ届出方一件大正五年八月鳥取縣令第二十六號醫師吐瀉ノ二症ヲ兼ネタル患者ヲ診斷シ若

ヘ其ノ死体ヲ検案シタルトキ届出方ノ件昭和十二年一月  
鳥取縣令第一號醫師猩紅熱ノ疑アル患者ヲ診察シタルトキ届出ノ件昭和十二年七月鳥取縣令第三十四號醫師腸チ

00967  
九

鳥取縣公報

外　　昭和二十二年五月三日

(第三種郵便物認可)

二

00967  
九

アラ・バ・ラチ・フス・ア・発疹ザ・フスノ・疑アル者ヲ・診察シ又

ヘ其ノ死体ヲ・検案シタルトキ届出方ノ件昭和十六年三月

鳥取縣令第(6)號醫師痘瘡ノ疑似症ヲ・診察若ヘ・検案シタル

トキ届出方其ノ他ノ件はこれを廢止する。

本令は昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

昭和二十二年五月三日印刷　鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可)

行　鳥取縣　鳥取市東光　行  
者　鳥取縣　鳥取市　行  
所　鳥取縣　鳥取市　行  
事　鳥取縣　鳥取市　行